平成２５年（フ）第１５９号
千葉県八街市八街は17番地90
債務者　中村　則男
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第２２５号
神奈川県座間市東原５丁目３番50―103号古川第３ビル
債務者　久保　寿文
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第２７１号
静岡県三島市加茂28番地の４、前住所静岡県沼津市三枚橋町12番４号　カナル・フィー204号
債務者　浦田みどり
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
三重県多気郡明和町大字新茶屋475番地８
債務者　奥田　直紀
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第２１３号
京都市南区東九条東岩本町31番地　東岩本市営住宅２棟311号室
債務者　コヤマ自動車販売こと　小山　勝之
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７５号
高知県土佐市北地1152番地の１
債務者　門田　充可
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１９７号
高知市百石町２丁目14番３号　グランヴィルヌーブ301号
債務者　森本　　司
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２２２号
鹿児島県鹿児島市武１丁目43番20号
債務者　福永　昭博
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２３号
鹿児島県鹿児島市下荒田３丁目37番11号コーポラス恵夢202号
債務者　脇田　恵子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
鹿児島県鹿児島市東谷山７丁目９番15号桜凱Ⅰ102号
債務者　宮内　智志
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２３５号
鹿児島県鹿児島市甲突町４番10号岩下ビル202号
債務者　藤井　　融
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２５４号
鹿児島県鹿児島市照国町13番41号　照国総合法律事務所内、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町26番19号永長ＡＰ202号
債務者　今村　美奈
1　決定年月日時　平成25年７月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１３号
沖縄県宮古島市平良西里1323番地１
債務者　吉濱　博和
1　決定年月日時　平成25年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２５年（フ）第９０号
北海道登別市登別本町２丁目５番地４　アバンセ16―1608号
債務者　遠藤　義昭
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
盛岡市東中野字見石９番地１　リバーサイド中野Ｂ303号
債務者　甲地　孝司
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１７８号
岩手県岩手郡滝沢村大釜字外館108番地22
債務者　泉澤　真弓
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１８２号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口256番地１高橋アパート２号
債務者　松林　博文
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部